

# 社会保険事業状況（平成21年3月現在）

## I 年金保険

### 1. 総括

#### (1) 適用状況

平成21年3月末現在の国民年金の被保険者数は、第1号被保険者が1,966万人（対前年同月比35万人、1.8%減）、任意加入被保険者が35万人、第2号被保険者（厚生年金保険のみ）が3,444万人、第3号被保険者が1,044万人（対前年同月比19万人、1.8%減）で、これらを合計すると6,489万人である。このほか共済組合（旧共済分を除く。以下同じ。）の加入者数は平成19年3月末現在で460万人である。

図 I - 1 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移

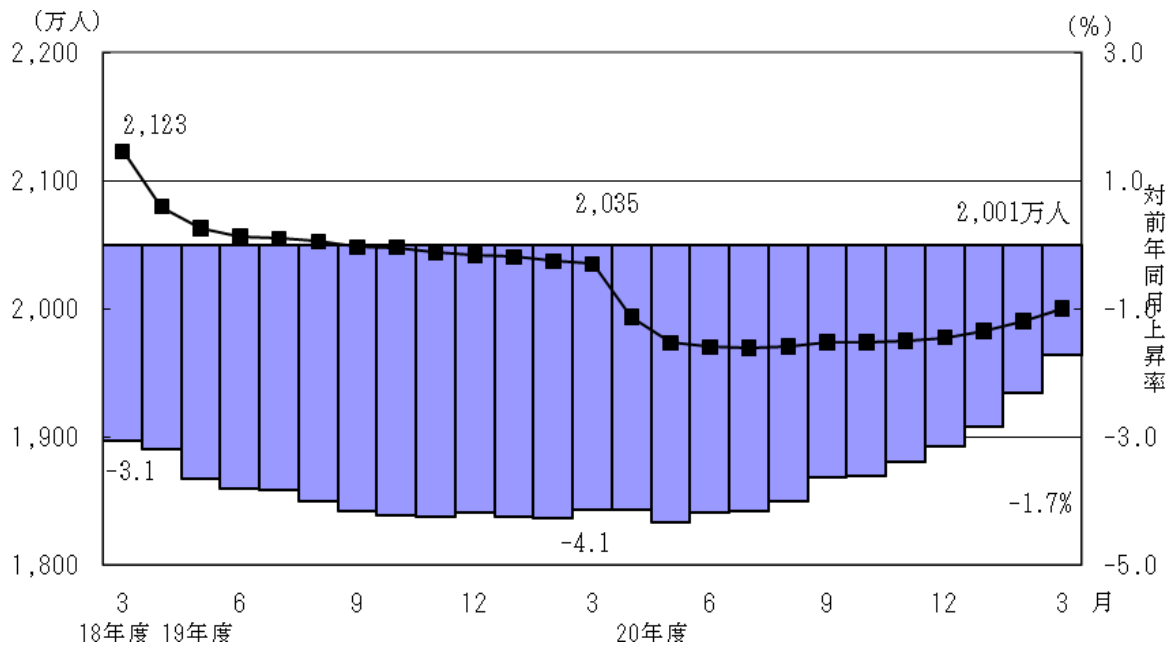
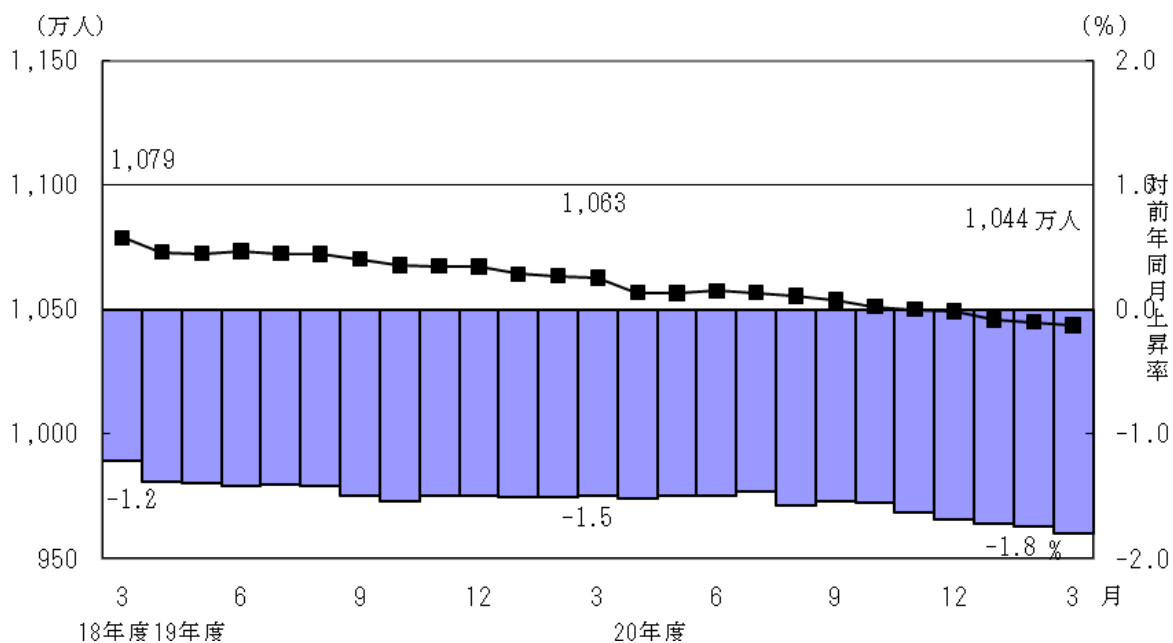


図 I - 2 国民年金第3号被保険者数の推移



平成21年3月末現在の厚生年金保険の適用事業所数（船舶所有者数は含まない。）は173万事業所で、前年同月に比べて2万事業所増加しており、船舶所有者数は5,086で前年同月に比べて95減少している。また、厚生年金保険の被保険者数は3,444万人となっており、前年同月に比べて13万人（0.4%）減少している。その内訳をみると、一般男子が2,232万人、女子が1,207万人、坑内員が1千人、船員が6万人である。

図 I - 3 厚生年金保険適用事業所数の推移

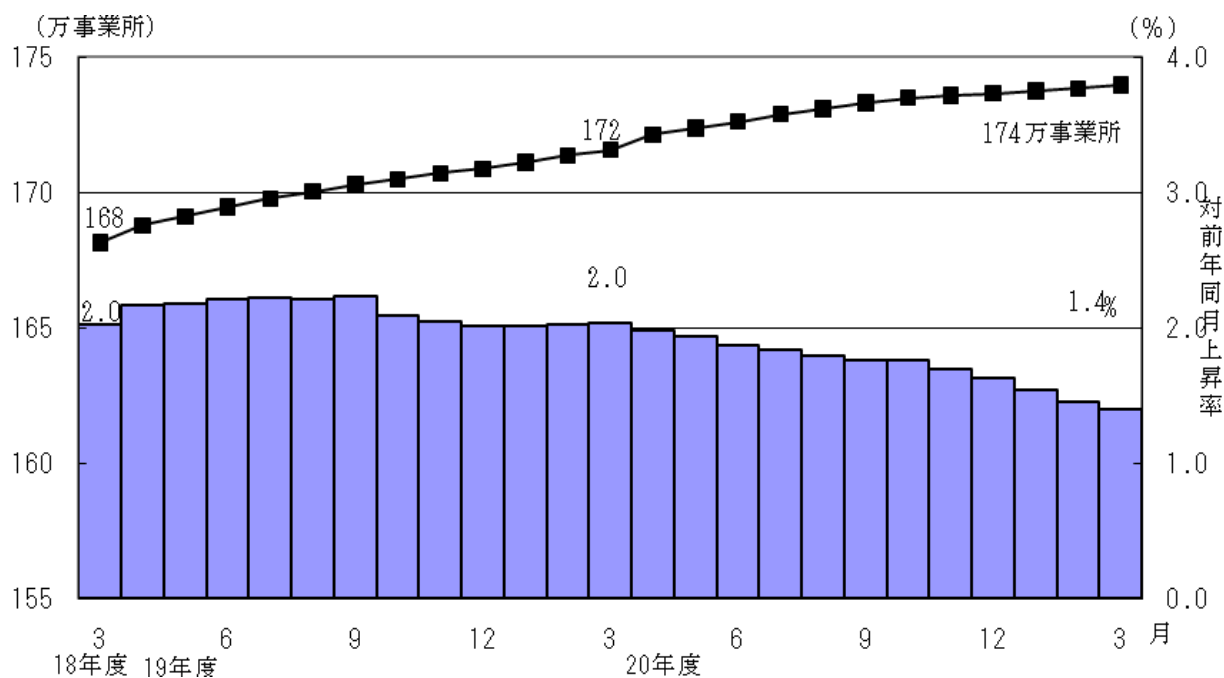
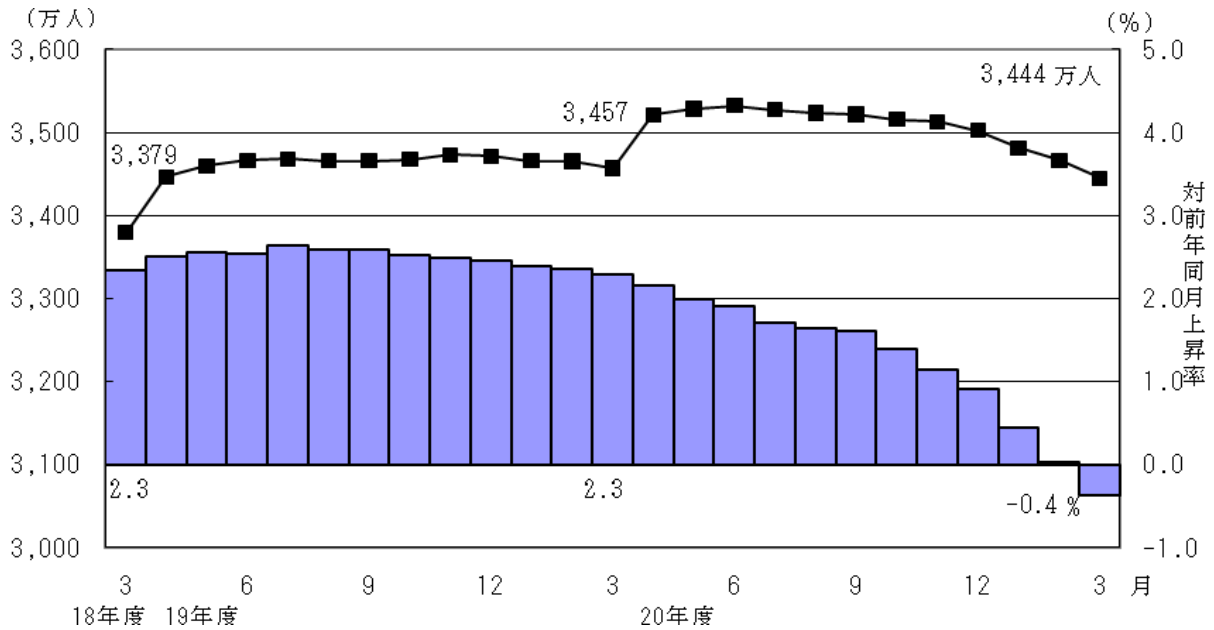


図 I - 4 厚生年金保険被保険者数の推移



第 I - 1 表 制度別適用状況

(平成 21 年 3 月末)

	被保険者数		標準報酬月額平均	対前年同月上昇率
	千人	1年間の増減 千人		
厚生年金保険	34,445	△ 125	312,813	0.2
一般男子	22,319	△ 166	356,898	0.1
女子	12,068	42	230,952	0.8
坑内員	1	△ 0	350,544	△ 1.7
任意継続	0	0	0	0.0
船員	57	△ 1	381,747	0.5
(再掲) 旧共済組合	726	3	346,955	△ 0.6
一般男子	510	1	389,679	△ 0.7
女子	215	3	245,666	0.3
旧 J R 共済	145	2	405,142	△ 1.2
旧 N T T 共済	158	3	420,440	△ 2.1
旧 J T 共済	12	△ 0	455,194	5.7
旧農林共済	411	△ 1	295,064	△ 0.0
国民年金	30,443	△ 539	・	・
第 1 号被保険者	19,661	△ 354	・	・
任意加入被保険者	346	7	・	・
第 3 号被保険者	10,436	△ 192	・	・

注 1) 船員には、船員任意継続被保険者を含む。

厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額平均（任意継続被保険者を含む。）は31万2,813円（対前年同月比0.2%増）で、船員を除くと31万2,698円（対前年同月比0.2%増）、船員は38万1,747円（対前年同月比0.5%増）である。また、一般男子は35万6,898円（対前年同月比0.1%増）、女子は23万952円（対前年同月比0.8%増）、坑内員は35万544円（対前年同月比1.7%減）である。なお、毎月勤労統計調査によると、平成21年3月の規模5人以上の事業所が常用労働者にきまって支給する給与の平均は26万2,436円（対前年同月比3.5%減）である。

厚生年金保険のうち旧共済分の適用状況については、適用事業所数は6,108事業所（うち船舶所有者数2）、被保険者数は72万6千人（うち船員136人）に、標準報酬月額平均（船員を除く）は34万6,919円（一般男子38万9,679円、女子24万5,666円）、船員は54万1,103円である。

厚生年金保険のうち、賞与の状況については、適用事業所数は4万事業所、被保険者数は134万人、標準賞与額の平均は23万円。

## （2）受給者数

平成21年3月末現在における厚生年金保険（旧共済分を含む。）及び国民年金（老齢福祉年金を除く。）の受給者数の合計は延べ5,363万人（対前年同月比248万人、4.9%増）で、新法厚生年金と基礎年金の重複を除くと3,902万人（対前年同月比120万人、3.2%増）となっている。また、老齢福祉年金受給者数は1万人である。このほか共済組合の受給者数が平成19年3月末現在で365万人となっている。

厚生年金保険の受給者数は2,668万人（旧法厚年分308万人、新法厚年分2,285万人、旧法船保分6万人、旧共済分69万人）で前年同月に比べて146万人（5.8%）増加している。

このうち、老齢給付の受給者数は2,177万人（旧法厚年分236万人、新法厚年分1,885万人、旧法船保分3万6千人、旧共済分53万人）で、うち退職者は1,980万人、在職者は198万人である。また、新法厚年分のうち、特別支給の老齢厚生年金の定額部分（以下「定額部分」という。）も老齢基礎年金も受給していないいわゆる「基礎及び定額なし」は178万人で、定額部分または老齢基礎年金を受給しているいわゆる「基礎または定額あり」は1,707万人である。「基礎または定額あり」のうち、定額部分を支給停止とし（昭和16年4月1日以前生まれのものは「報酬比例部分」も支給停止。）老齢基礎年金を繰り上げるいわゆる「基礎全部繰上げ」は81万人で、定額部分と老齢基礎年金を一体的に繰り上げるいわゆる「基礎一部繰上げ」は26万人となっている。

また、障害給付は36万人（旧法厚年分7万人、新法厚年分29万人、旧法船保分2千人、旧共済分6千人）、遺族給付は455万人（旧法厚年分66万人、新法厚年分372万人、旧法船保

分2万2千人、旧共済分16万人)である。なお、平成21年3月の老齢年金(老齢相当をいう。以下同じ。)の新規裁定者数は7万人(旧法厚年分148人、新法厚年分7万2千人、旧船員分が2人、旧共済分が38人)である。

船員保険(新法職務上)受給者数は2,231人である。

国民年金(旧法拠出制年金と基礎年金の計)の受給者数は2,695万人(旧法拠出制364万人、基礎年金2,331万人)で前年同月と比べて102万人(3.9%)増加している。これらのうち老齢給付の受給者(旧法の老齢年金・通算老齢年金及び老齢基礎年金の合計)は2,518万人で、前年同月に比べて99万人(4.1%)増加している。なお、旧法老齢年金受給権者及び厚生年金の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、3月は新規裁定者3万1千人のうち繰上げ受給権者が7千人となっており、繰上げ受給率は21.0%である。なお、平成19年度新規裁定者の繰上げ受給率は22.9%となっている。

図 I - 5 厚生年金保険受給者数の推移

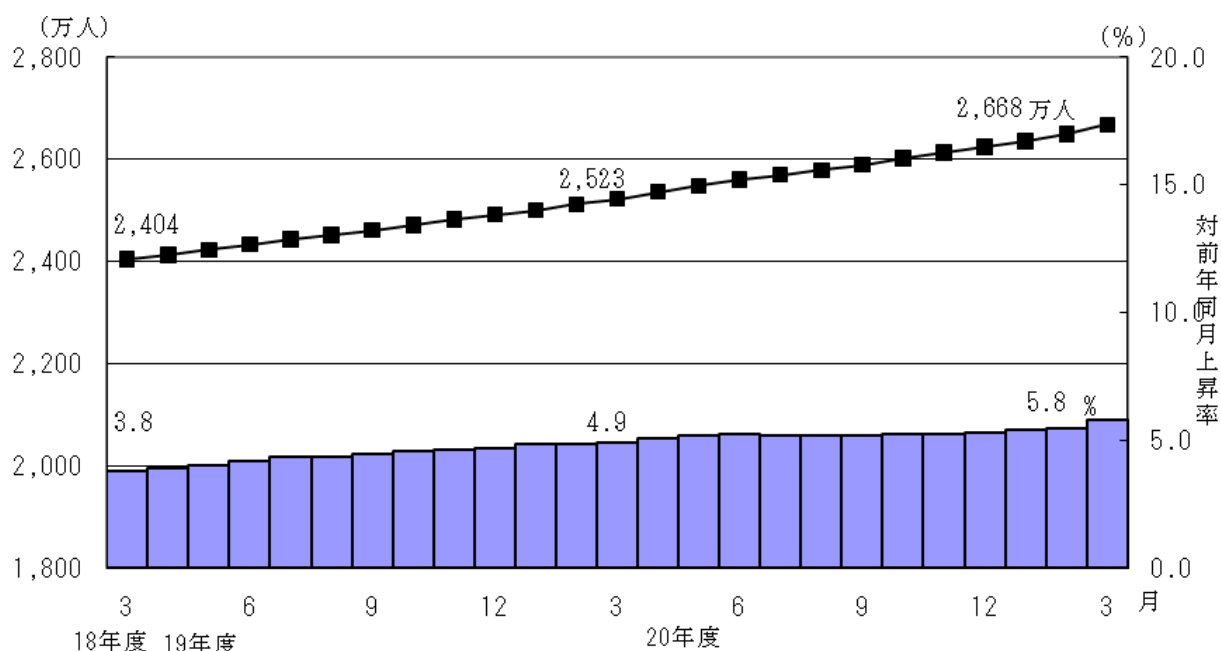
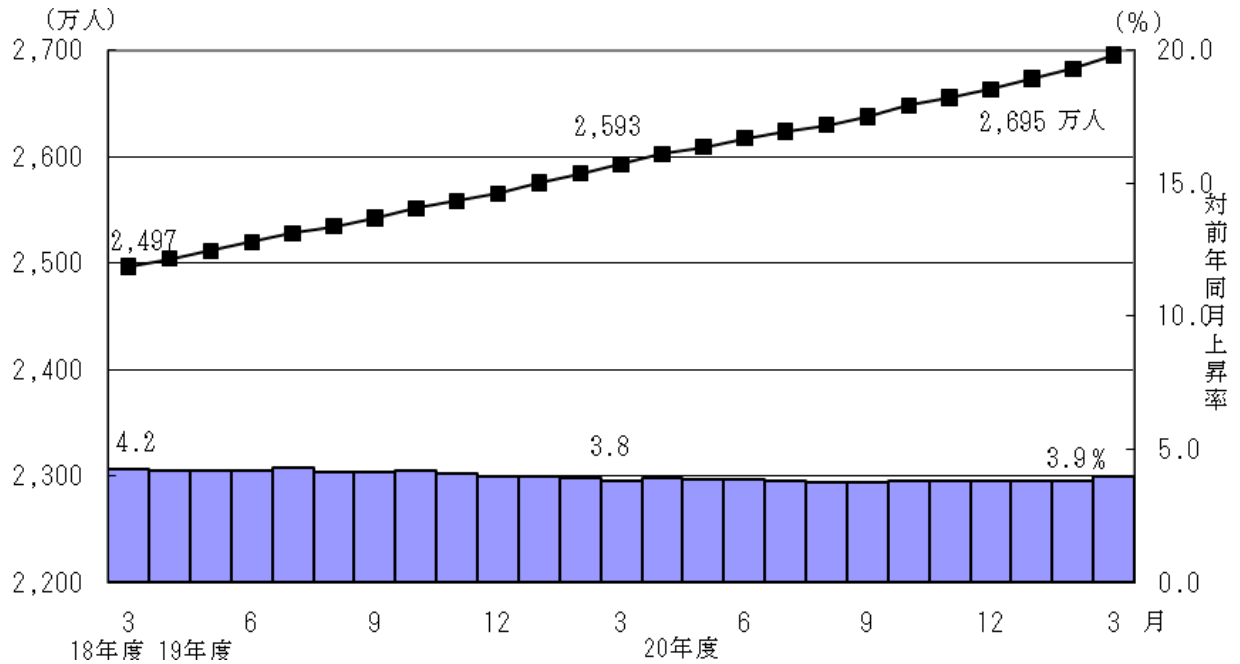


図 I - 6 国民年金受給者数の推移



第 I - 2 表 制度別年金受給者の状況

	平成 20 年 3 月末		平成 21 年 3 月末	
	受給者数 千人	年金総額 億円	受給者数 千人	年金総額 億円
厚生年金保険計	25,226	244,254	26,684	249,461
旧共済組合除く	24,507	233,283	25,991	239,053
旧法	3,308	38,636	3,082	35,630
新法	21,136	193,314	22,850	202,176
特別支給分	4,681	43,798	4,962	43,036
本来支給分	12,509	109,341	13,729	116,905
繰下げ	129	1,455	156	1,677
船員保険(旧法)	64	1,332	59	1,247
旧共済組合計	720	10,971	693	10,408
旧法	314	6,625	294	6,206
新法	406	4,346	398	4,202
旧 J R 共済	265	5,314	250	4,983
旧 N T T 共済	138	2,527	134	2,412
旧 J T 共済	22	418	21	396
旧農林共済	294	2,713	288	2,617
国民年金計	25,925	165,637	26,949	173,646
旧法拠出制	3,937	15,799	3,638	14,552
新法基礎年金	21,988	149,838	23,311	159,094
基礎のみ	7,803	51,860	7,871	52,517
福祉年金	17	65	12	44
新法船員保険	2,196	46	2,231	47
合計	37,838	410,005	39,037	423,201
旧共済組合除く	37,118	399,034	38,344	412,792

注 1) 厚生年金保険の年金総額は、基金代行支給分を含む。

注 2) 新法船員保険の受給者数は人単位である。

注 3) 受給者数の合計は厚生年金と基礎年金の両方を受給している者を調整した数である。

### (3) 年金額

平成21年3月末現在における厚生年金保険、船員保険及び国民年金（老齢福祉年金を除く。）の受給者の年金総額の合計は42兆3千億円（基金代行支給分を除くと41兆円）で、前年同月と比べて1兆3千億円（3.2%）増加している。年金総額の内訳は、厚生年金保険が24兆9千億円（旧法厚年分3兆6千億円、新法厚年分20兆2千億円、旧法船保分1千2百億円、旧共済分1兆円）で、国民年金（旧法拠出制年金と基礎年金の計）が17兆4千億円（旧法拠出制年金が1兆5千億円、基礎年金が15兆9千億円）である。

老齢福祉年金は0百億円である。このほか共済組合の受給権者の年金総額は平成19年3月末現在で6兆6千億円である。

船員保険（新法職務上）の受給者の年金総額は47億円である。

平成21年3月の老齢年金新規裁定者（受給者）の平均年金月額（基金代行分及び併給する基礎年金分を含む。以下同じ。）は、厚生年金保険では7万9,412円（基金代行分を除くと7万1,075円）である。また、国民年金では4万9,485円である。

平成21年3月末現在の老齢年金受給者の平均年金月額は、厚生年金保険では15万8,806円（基金代行分を除くと15万403円）であり、この内訳は、旧法厚年分が15万3,546円、新法厚年分が15万8,662円、旧法船保分が23万8,754円、旧共済分が17万2,840円である。また、国民年金では5万3,992円であり、この内訳は、旧法老齢年金が3万9,829円、老齢基礎年金が5万5,477円である。

また、平成10年4月より60歳台前半の老齢厚生年金について雇用保険の給付との調整が行われており、平成10年4月以降に老齢厚生年金の新規裁定が行われた者のうち、退職して失業給付を受けている者は老齢厚生年金が全額支給停止となり、在職して高年齢雇用継続給付を受けている者はその間、賃金との調整による老齢厚生年金の支給停止に加えて、高年齢雇用継続給付との調整により老齢厚生年金が支給停止となる。

平成21年3月末現在における失業給付との調整に該当する受給権者数は6万3千人、支給停止年金総額は576億円であり、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は26万5千人、支給停止年金総額は333億円となっている。

## 第 I - 3表 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数 (件)			支給停止年金総額 (千円)			平均停止月額 (円)		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成 20年 10 月	62,251	52,778	9,473	55,983,369	53,432,698	2,550,671	74,943	84,367	22,438
11 月	59,483	50,592	8,891	53,773,882	51,368,595	2,405,286	75,335	84,613	22,544
12 月	59,599	51,035	8,564	54,366,497	52,080,379	2,286,119	76,017	85,040	22,245
平成 21年 1 月	58,894	50,465	8,429	53,643,094	51,370,315	2,272,779	75,903	84,828	22,470
2 月	59,698	51,180	8,518	54,491,508	52,191,337	2,300,172	76,066	84,980	22,503
3 月	63,126	54,301	8,825	57,613,569	55,217,083	2,396,486	76,056	84,739	22,630

	高年齢雇用継続給付								
	件数 (件)			支給停止年金総額 (千円)			平均停止月額 (円)		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成 20年 10 月	248,832	242,898	5,934	31,356,141	30,807,934	548,206	10,501	10,570	7,699
11 月	253,163	247,117	6,046	31,735,417	31,184,415	551,002	10,446	10,516	7,595
12 月	257,669	251,482	6,187	32,368,201	31,807,554	560,648	10,468	10,540	7,551
平成 21年 1 月	259,467	253,324	6,143	32,634,700	32,079,141	555,559	10,481	10,553	7,536
2 月	261,566	255,472	6,094	32,894,960	32,346,912	548,048	10,480	10,551	7,494
3 月	265,018	258,912	6,106	33,288,477	32,744,201	544,277	10,467	10,539	7,428

## 2. 年金種別受給者数及び年金総額

第 I - 4 表、第 I - 5 表、第 I - 6 表及び第 I - 7 表は、平成20年度末（平成21年3月末）現在の厚生年金保険（旧法厚年、旧法船保、新法厚年及び旧三共済）、国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）及び船員保険（新法職務上）の年金種別受給者数及び年金総額を示したものである。

### (1) 厚生年金保険

平成20年度末の厚生年金保険の受給者数は2,668万人で、前年度末と比較して146万人(5.8%)増加している。年金総額は24兆9,461億円で、前年度末と比較して5,207億円(2.1%)増加している。

このうち、老齢年金は受給者数が1,229万人、年金総額が17兆6,885億円となっており、前年度末と比較してそれぞれ56万人(4.8%)増、3,010億円(1.7%)増である。

なお、老齢年金受給者数の厚生年金受給者全体に占める割合は平成20年度末で46.0%であり、平成9年度末(47.8%)より近年低下傾向にあったが、平成14年度末から下げ止まっている。(第 I - 4 表、第 I - 5 表参照)。



第 I - 4 表 厚生年金保険給付状況 (受給者数)

年 金 種 別	平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末	対前年同月比	
老齡年金 (老齡・退年相当)	旧法厚年	1,429 千人	1,316 千人	△ 7.9 %
	旧法船保	33	30	△ 7.6
	新法厚年	9,815	10,512	7.1
	特別支給分 (再掲)	2,596	2,680	3.2
	本来支給分 (再掲)	7,151	7,749	8.4
	繰下げ支給分 (再掲)	68	83	21.4
	旧共済組合除く計	11,277	11,858	5.2
	旧 J R 共済組合	183	172	△ 5.9
	旧 N T T 共済組合	114	111	△ 3.0
	旧 J T 共済組合	17	17	△ 4.3
	旧農林共済組合	133	130	△ 2.6
	旧共済組合計	448	429	△ 4.1
	計	11,725	12,287	4.8
通算老齡年金 (通老・通退相当)	旧法厚年	1,115	1,043	△ 6.5
	旧法船保	6	6	△ 9.4
	新法厚年	7,504	8,336	11.1
	特別支給分 (再掲)	2,085	2,283	9.5
	本来支給分 (再掲)	5,358	5,980	11.6
	繰下げ支給分 (再掲)	61	73	19.4
	旧共済組合除く計	8,625	9,384	8.8
	旧 J R 共済組合	1,023 (人)	1,000 (人)	△ 2.2
	旧 N T T 共済組合	1,464 (人)	1,438 (人)	△ 1.8
	旧 J T 共済組合	254 (人)	253 (人)	△ 0.4
	旧農林共済組合	99,586 (人)	98,178 (人)	△ 1.4
	旧共済組合計	102,327 (人)	100,869 (人)	△ 1.4
	計	8,728	9,485	8.7
障害年金	旧法厚年	73	68	△ 6.4
	旧法船保	2	2	△ 5.3
	新法厚年	279	287	3.0
	旧共済組合除く計	354	357	1.0
	旧 J R 共済組合	1,427 (人)	1,311 (人)	△ 8.1
	旧 N T T 共済組合	1,067 (人)	1,018 (人)	△ 4.6
	旧 J T 共済組合	102 (人)	93 (人)	△ 8.8
	旧農林共済組合	3,508 (人)	3,360 (人)	△ 4.2
	旧共済組合計	6,104 (人)	5,782 (人)	△ 5.3
計	360	363	0.9	
遺族年金	旧法厚年	629	598	△ 4.9
	旧法船保	21	20	△ 4.3
	新法厚年	3,538	3,715	5.0
	旧共済組合除く計	4,188	4,334	3.5
	旧 J R 共済組合	80	76	△ 4.9
	旧 N T T 共済組合	21	20	△ 4.0
	旧 J T 共済組合	5	4	△ 5.3
	旧農林共済組合	56	55	△ 2.8
	旧共済組合計	162	155	△ 4.0
計	4,350	4,489	3.2	
通算遺族年金	旧法厚年	62	57	△ 6.8
	旧法船保	1	1	△ 6.5
	旧共済組合除く計	63	59	△ 6.8
	旧 J R 共済組合	50 (人)	51 (人)	2.0
	旧 N T T 共済組合	18 (人)	17 (人)	△ 5.6
	旧 J T 共済組合	1 (人)	1 (人)	0.0
	旧農林共済組合	1,427 (人)	1,350 (人)	△ 5.4
	旧共済組合計	1,496 (人)	1,419 (人)	△ 5.1
計	64	60	△ 6.8	
合 計	25,226	26,684	5.8	
旧 共 済 組 合 除 く	24,507	25,991	6.1	

第 I - 5 表 厚生年金保険給付状況 (年金総額)

年 金 種 別	平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末	対前年同月比	
老齢年金 (老齢・退年相当)	旧法厚年	26,524 億円	24,243 億円	△ 8.6 %
	旧法船保	932	864	△ 7.3
	新法厚年	137,821	143,641	4.2
	特別支給分 (再掲)	38,979	37,874	△ 2.8
	本来支給分 (再掲)	97,570	104,298	6.9
	繰下げ支給分 (再掲)	1,271	1,469	15.5
	旧共済組合除く計	165,276	168,748	2.1
	旧 J R 共済組合	4,180	3,906	△ 6.5
	旧 N T T 共済組合	2,185	2,085	△ 4.6
	旧 J T 共済組合	348	330	△ 5.3
	旧農林共済組合	1,886	1,816	△ 3.7
	旧共済組合計	8,599	8,137	△ 5.4
	計	173,875	176,885	1.7
	通算老齢年金 (通老・通退相当)	旧法厚年	4,504	4,160
旧法船保		24	22	△ 9.6
新法厚年		16,773	17,977	7.2
特別支給分 (再掲)		4,818	5,162	7.1
本来支給分 (再掲)		11,771	12,607	7.1
繰下げ支給分 (再掲)		184	208	13.3
旧共済組合除く計		21,301	22,159	4.0
旧 J R 共済組合		5	5	△ 3.4
旧 N T T 共済組合		12	11	△ 2.6
旧 J T 共済組合		1	1	△ 4.3
旧農林共済組合		282	274	△ 3.0
旧共済組合計		300	291	△ 3.0
計		21,601	22,450	3.9
障害年金		旧法厚年	874	817
	旧法船保	45	42	△ 5.3
	新法厚年	1,985	2,037	2.6
	旧共済組合除く計	2,904	2,896	△ 0.3
	旧 J R 共済組合	22	20	△ 9.5
	旧 N T T 共済組合	15	14	△ 5.1
	旧 J T 共済組合	1	1	△ 8.1
	旧農林共済組合	32	30	△ 5.2
	旧共済組合計	70	65	△ 6.6
	計	2,974	2,961	△ 0.4
遺族年金	旧法厚年	6,572	6,258	△ 4.8
	旧法船保	329	316	△ 3.9
	新法厚年	36,735	38,521	4.9
	旧共済組合除く計	43,636	45,096	3.3
	旧 J R 共済組合	1,108	1,053	△ 5.0
	旧 N T T 共済組合	315	302	△ 4.4
	旧 J T 共済組合	67	63	△ 5.4
	旧農林共済組合	510	494	△ 3.0
	旧共済組合計	1,999	1,912	△ 4.4
計	45,636	47,008	3.0	
通算遺族年金	旧法厚年	162	151	△ 6.7
	旧法船保	3	3	△ 6.2
	旧共済組合除く計	165	154	△ 6.6
	旧 J R 共済組合	10 (百万円)	10 (百万円)	2.5
	旧 N T T 共済組合	9 (百万円)	8 (百万円)	△ 7.6
	旧 J T 共済組合	1 (百万円)	1 (百万円)	0.0
	旧農林共済組合	353 (百万円)	332 (百万円)	△ 5.8
	旧共済組合計	372 (百万円)	351 (百万円)	△ 5.6
計	169	158	△ 6.6	
合 計	244,254	249,461	2.1	
旧 共 済 組 合 除 く	233,283	239,053	2.5	

注) 厚生年金保険の年金総額は、基金代行支給分を含む。

## (2) 国民年金

平成20年度末の国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）の受給者は2,695万人で、前年度末と比較して102万人（3.9%）増加している。年金総額は17兆3,646億円で前年度末と比較して8,009億円（4.8%）増加している。

国民年金のうち老齢年金（旧法老齢年金及び老齢基礎年金）の受給者数は2,393万人で、前年度末と比較して106万人（4.6%）増加している。年金総額は15兆5,031億円で前年度末と比較して7,913億円（5.4%）増加している。このうち、老齢基礎年金は、受給者数が2,166万人、14兆4,174億円で前年度末と比較してそれぞれ129万人（6.3%）、8,954億円（6.6%）増である。また、障害基礎年金の受給者数155万人のうち93万人（60.0%）は、法第30条の4（20歳前障害）及び昭和60年改正法附則第25条（従前の障害福祉年金）の該当者である（第I-6表参照）。

第I-6表 国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）給付状況

年金種別		平成20年3月末	平成21年3月末	対前年同月比	
受給者数	老齢年金	旧法拠出制	2,502千人	2,272千人	△9.2%
		新法基礎年金	20,370	21,657	6.3
		基礎のみ（再掲）	6,453	6,492	0.6
		計	22,872	23,928	4.6
受給者数	障害年金	旧法拠出制	1,312	1,250	△4.7
		新法基礎年金	103	96	△6.3
		法第30条、第30条の2、3該当	1,512	1,551	2.6
		基礎のみ（再掲）	593	620	4.5
受給者数	遺族年金	法第30条の4、附則第25条該当	1,317	1,347	2.3
		計	918	931	1.4
		旧法拠出制	20	20	△2.5
		母子年金	0	0	△2.6
受給者数	遺族年金	準母子年金	0（人）	0（人）	0.0
		遺児年金	6（人）	6（人）	0.0
		寡婦年金	20	19	△2.5
		新法基礎年金	106	104	△2.4
受給者数	遺族年金	法第37条該当	106	104	△2.4
		基礎のみ（再掲）	33	32	△2.9
		附則第28条該当	0（人）	0（人）	0.0
		計	126	123	△2.4
合計		25,925	26,949	3.9	
年金総額	老齢年金	旧法拠出制	11,899億円	10,858億円	△8.8
		新法基礎年金	135,220	144,174	6.6
		基礎のみ（再掲）	39,742	40,155	1.0
		計	147,119	155,031	5.4
年金総額	障害年金	旧法拠出制	2,886	2,741	△5.0
		新法基礎年金	919	861	△6.3
		法第30条、第30条の2、3該当	13,472	13,804	2.5
		基礎のみ（再掲）	5,200	5,427	4.4
年金総額	遺族年金	法第30条の4、附則第26条該当	11,774	12,029	2.2
		計	8,273	8,377	1.3
		旧法拠出制	95	92	△3.2
		母子年金	0	0	△2.5
年金総額	遺族年金	準母子年金	0	0	0.0
		遺児年金	0	0	0.0
		寡婦年金	94	91	△3.2
		新法基礎年金	1,146	1,116	△2.6
年金総額	遺族年金	法第37条該当	1,146	1,116	△2.6
		基礎のみ（再掲）	344	333	△3.3
		附則第28条該当	0	0	0.0
		計	1,241	1,208	△2.6
合計		165,637	173,646	4.8	

### (3) 船員保険

平成20年度末の船員保険（新法職務上）の受給者数は、2,231人で、前年度末に比べて35人（1.6%）増加している。年金総額は47億円で、前年度末に比べて1億円（2.1%）増加している（第I-7表参照）。

第I-7表 船員保険（新法職務上）給付状況

年 金 種 別		平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末	対前年同月比
受給者数	障害年金	515 人	512 人	△ 0.6 %
	遺族年金	1,681	1,719	2.3
	計	2,196	2,231	1.6
年金総額	障害年金	111,977 万円	111,165 万円	△ 0.7
	遺族年金	347,049	357,458	3.0
	計	459,026	468,622	2.1

### 3. 国民年金保険料免除者の状況

平成20年度末（平成21年3月末）現在の国民年金第1号被保険者（任意加入は除く）は1,966万人で、このうち保険料の全額免除者数は521万人（法定免除者数114万人、申請免除者（全額）数204万人、学生納付特例者数165万人、若年納付猶予者数37万人）、全額免除率は26.5%である。また、申請免除者（4分の3）数は27万人、免除率は1.4%、申請免除者（半額）数は17万人、免除率は0.9%、申請免除者（4分の1）数は8万人、免除率は0.4%である。

都道府県別に全額免除率の状況を見ると、沖縄県（43.0%）、大分県（38.0%）、福岡県（36.9%）、鹿児島県（36.9%）等が高く、東京都（19.3%）、神奈川県（19.7%）、千葉県（19.9%）、埼玉県（20.0%）等が低くなっている。全額免除率の推移をみると前年度末に比べて、多くの都道府県で全額免除率が増加しているが、特に大分県（1.9ポイント増）、徳島県（1.9ポイント増）、熊本県（1.7ポイント増）等は増加幅が大きい（第I-8表参照）。

第 I - 8 表 都道府県別免除率状況

都道府県	平成 20 年 3 月末 %	平成 21 年 3 月末 %	都道府県	平成 20 年 3 月末 %	平成 21 年 3 月末 %
北海道	32.5	33.1	滋賀県	26.6	27.2
青森県	32.3	33.2	京都府	31.7	32.9
岩手県	28.9	30.0	大阪府	29.2	30.0
宮城県	26.9	27.1	兵庫県	30.1	31.0
秋田県	30.4	30.8	奈良県	30.5	31.4
山形県	25.1	25.7	和歌山県	32.3	33.8
福島県	28.2	29.2	鳥取県	33.5	34.3
茨城県	22.4	22.7	島根県	30.6	31.7
栃木県	23.3	24.1	岡山県	30.9	30.3
群馬県	23.0	23.5	広島県	27.9	28.6
埼玉県	19.1	20.0	山口県	31.1	32.6
千葉県	19.5	19.9	徳島県	32.1	34.0
東京都	19.1	19.3	香川県	29.0	29.7
神奈川県	19.0	19.7	愛媛県	34.5	35.3
新潟県	25.6	26.3	高知県	35.7	36.0
富山県	23.1	24.1	福岡県	36.1	36.9
石川県	25.0	26.4	佐賀県	30.9	32.0
福井県	24.4	25.7	長崎県	31.3	32.2
山梨県	26.1	27.0	熊本県	28.9	30.6
長野県	23.2	23.7	大分県	36.1	38.0
岐阜県	20.5	21.6	宮崎県	33.0	34.5
静岡県	20.0	20.2	鹿児島県	37.5	36.9
愛知県	20.2	20.7	沖縄県	43.3	43.0
三重県	23.2	23.7	合計	25.8	26.5